



平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成29年9月19日

上 申 書

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

長 原

悟



同

濱 松 慎 治

治



被告は、頭書事件の御庁指示に基づき、以下のとおり申し述べる。

被告は、第24回口頭弁論において、準備書面(32)を陳述し、書証として提出した鑑定意見書に基づき、幅広い分野の複数の専門家が、いずれも、本件評価書には科学的に問題があり、本件敷地内シームの活動性の判断に当たっては何ら参考となるものではないと指摘していることを述べるとともに、原子力規制委員会が本件評価書を本件敷地内シームの評価の前提としていないことを述べる予定である。

あわせて、上記準備書面に関する書証及び証拠説明書を提出する予定である。

以 上